

富岡町医療機関開業等支援金事業

令和 7 年 4 月 1 日以降に、町内で新規に医療機関を開業、医業を再開または承継した医師に対して、開業等支援金を交付します。

1. 対象者

令和 7 年 4 月 1 日以降に町内で新規に医療機関を開業、医業を再開または承継した医師で、次に掲げる要件のいずれにも該当する方。

- (1) 町内において医療機関を継続して 10 年以上開業すること。
- (2) 一般社団法人双葉郡医師会または一般社団法人双葉郡歯科医師会に加入していること。
- (3) 市町村税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 町が実施する保健・福祉事業に積極的に協力すること。

2. 支援金の区分・金額

町内で新規に医療機関を開業または医業を再開若しくは承継した場合、それぞれ下記に定める支援金を交付します。

区分	支援金の額
病院又は診療所	550 万円
歯科診療所	275 万円

※ 支援金の交付は、交付対象者 1 人につき 1 回限りとなります。

※ 開業から 10 年以内に診療を中止した場合などは、返還を求めることがあります。

3. 交付対象にならない方

- (1) 10 年以上、開業する見込みのない方。
- (2) 市町村税の滞納がある方

4. 申請方法

下記の書類を、保険診療を開始した日から起算して 6 か月以内に富岡町役場健康づくり課に提出してください。

- (1) 富岡町医療機関開業等支援金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第 2 号）
- (3) 開業の場合においては、福島県知事に対する開設届の写し及び東北厚生局に対する保険医療機関指定申請書の写し

- (4) 再開の場合においては、福島県知事に対する再開届の写し及び東北厚生局に対する保険医療機関再開届の写し
 - (5) 承継の場合においては、福島県知事に対する開設許可（届出）事項の変更届の写し及び東北厚生局に対する保険医療機関届出事項変更（異動）届の写し
 - (6) 所有資格を証する書類の写し
 - (7) 医師会入会申込書の写し等、医師会の入会を確認できるもの
 - (8) 開設者と管理者が異なる場合は、委任状（法人の場合に限る。）
 - (9) 診療科等が分かる書類
 - (10) 市町村民税の納税証明書
- ※町が保管する公簿等により確認できる場合は添付不要

5. お問合わせ先

富岡町役場 健康づくり課 健康づくり係
電話 0240-22-2111（代表）